

都市ガス自由化に関する緊急内部アンケートについて

都市ガス自由化に関して審議する経済産業省ガスシステム改革小委員会では、7月31日に「これまでの審議の整理」を公表しました。そこでは家庭消費者にも影響の大きな料金規制、最終保障サービスや消費者保安の論点に関しては、消団連など多くの消費者団体から「国民からの意見」として懸念する意見提出もあり、検討継続となっています。

ついては、複数の消費者団体のご協力を得て、傘下の個人会員などに8月18日から、それらの論点に関する緊急内部アンケートを実施した結果概要は以下の通りです。

この結果を踏まえて、今後のガス自由化の議論に生かしていきたいと思っております。

夏休み中の短期間でのアンケート実施にも関わらず、ご協力頂いた消費者団体や回答頂いた方々には、厚く感謝申し上げます。

1. 調査方法

■調査対象	全国消団連、日本消費者協会、東京消団連、日本生協連、NACSの個人会員で一般ガス事業者の利用者
■調査方法	各消費者団体経由での個人会員への電子メールとFAX調査
■調査期間	8月18日～8月26日
■質問項目	利用ガス事業者名、電気・ガス小売自由化の認知度、ガス小売自由化の期待と不安内容、料金と最終保障サービス規制・消費者保安の分担
■添付資料	○これまでの審議の整理(上記小委員会資料の関連箇所抜粋) ○全国消費者団体連合会の「ガスシステム改革に対する意見」
■ご回答数	72件(他に利用ガス事業者無記名とLP利用者の計5件は除外)

2. 結果概況と受け止め

■1週間の短期間での緊急アンケートのため回答件数が70余件と少なく、また設問の咀嚼が不十分で、対象者選択などアンケート手法も専門的でない点もあり、必ずしも家庭消費者の意識を精度高く反映しているかについては不安な面もあります。

■しかし、今回アンケートに回答頂いた方々は、消費生活アドバイザーや消費生活コンサルタントを含めて消費者問題に精通した消費者団体の会員のため、長文の添付資料からガス小売自由化に関する論点を把握し、一般家庭消費者の意識を先行的に捉えた大勢の意思が示されていると考えます。この結果は、ガスシステム改革に関して各消費者団体から懸念事項として提出された国民の意見を裏打ちするとも思います。

■回答の集計結果から、第一に約2,900万件の国民生活に必要な不可欠なガス小売自由化について、ほぼ9割に知られている電力小売自由化と比べ回答者の7割が知らないままに議論が進められ家庭用のガス自由化が決まることは問題だと思っております。

電力自由化と同じく、経済産業省は各消費者団体と協力して、ガス自由化の内容を決める前にわかりやすい説明と周知をして、国民に向けた理解を浸透させる必要性を痛感しました。

■そのためには、家庭消費者もその内容を積極的に学習して、意見を集約していくべきです。各消費者団体の地方組織において、地元のガス事業者を交えたガス料金の内々価格差解消や大口・小口の部門別収支の勉強を通じて、家庭用まで小売自由化がされた場合に、大口と同様の消費者利益を理解する必要があります。

■その上で経済産業省は、電力小売自由化の国民意識調査(本年6月実施)と同じくガス事業法改正の前までに、ガス小売自由化に関する国民意識調査を実施して、消費者の期待の実現と不安の安全網に関する措置を法律改正に反映させるべきだと考えます。

■ガス小売自由化に関する消費者の期待と不安では、「ガス料金」の低廉化が4割以上を占め、次に料金メニューやサービス多様化など小売事業者選択肢の拡大への期待が大きい反面、料金値上げや勧誘の過熱、あるいは標準的な価格指標が不透明など LP 販売で顕在化している様々な不安も一様に持っていることも判明しました。

自由化とは、消費者が事業者を選ぶ反面、事業者も消費者を選ぶことになります。これらの不安の払拭のための具体的な消費者保護策をしっかりと要求すべきだと感じました。

■国民生活における厨房や給湯でのガスは、電力同様の必需性を有しており、回答の8割が現行同様の料金規制の維持あるいは電気の自由化と同様の経過措置、また9割が最終保障サービスの措置を望む回答に収斂していることも判明しました。この論点では、ほぼ大多数の家庭消費者の意見を反映しているとの前提で、「ガスの代替性だけで既存ガス消費者の保護策を切り捨てるべきではない」、「需要家の小売事業者やサービスの選択肢拡大は、料金と最終保障サービスの規制による消費者保護と両立させるべき」との意を強くしました。

■消費者保安については、ガス小売自由化の不安内容の1/4を占めていながら、その分扱は、分担せずに導管事業者が一括して実施すべきとの回答が半数を占めているものの、小売事業者への一括または部分実施も含めた回答数も拮抗していました。

ガス小売自由化に伴い消費者の自己責任も拡大することから、消費者保安について専門的に審議される経済産業省ガス安全小委員会の消費者委員とも、アンケート結果を踏まえて緊密に連携をとり、ガス小売が自由化されても従来通りの安心・安全が確保される措置をガス事業者に求めて行くべきだと考えます。

■最後に、ガス導管を通じた都市ガス同士の活発な競争が起こらない地域では、都市ガスを利用する消費者にはオール電化やLPガスへの転換がコスト面で、またマンションや賃貸住宅では現実的に難しい実態を踏まえ、消費者委員会や国会審議でも幅広く料

金規制のあり方など、家庭消費者の利益保護措置を粘り強く主張すべきと考えます。

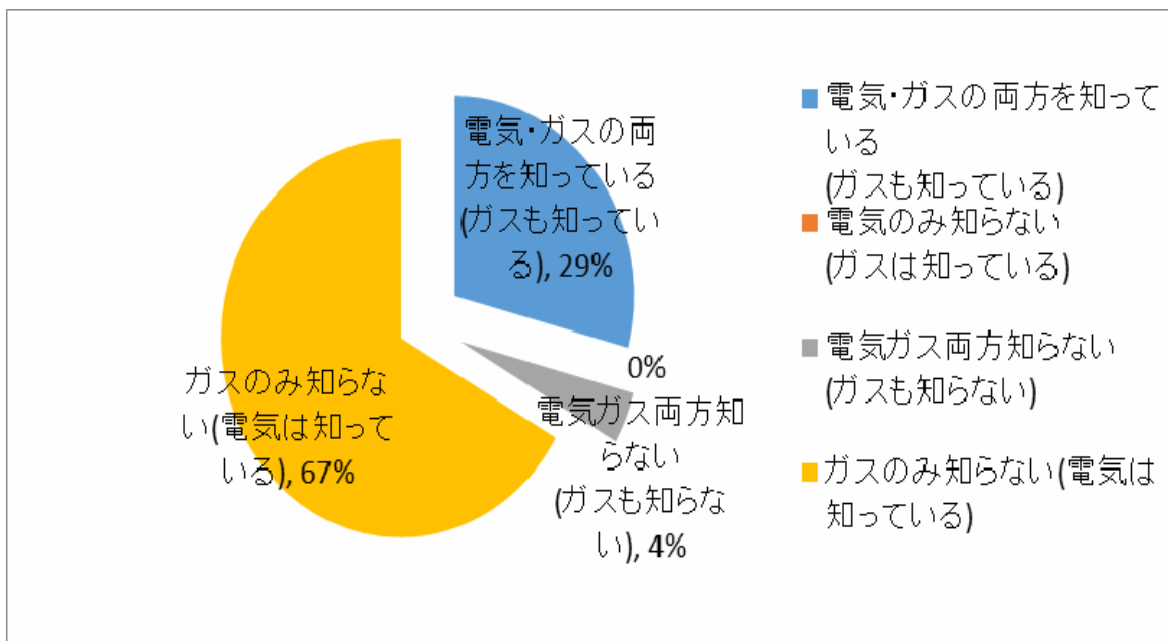
3. 結果概要

①利用ガス事業者名 (回答 72 件)

東京ガス 31、北海道ガス 6、西部ガス 6、四国ガス 6、大阪ガス 5、京葉ガス 4、広島ガス 4、北陸ガス 2、大津市企業局、仙台市ガス局・松江市ガス局・青森ガス・越後天然ガス・松本ガス・武陽ガス・筑紫ガス 各 1

②電気・ガス小売自由化の認知度割合 (回答 72 件)

- 両方の自由化を知っている 29% ○両方とも自由化を知らない 4%
○電気のみ自由化を知らない 0% ○ガスのみ自由化を知らない 67%



【設問】

家庭用を含めた電気や一般ガスの小売自由化（地域独占や料金規制等の撤廃）の動向について、新聞等の報道で知っていましたか？

【該当の記号があれば○をつけて下さい】 ← 「1か2つ回答」と誤記訂正

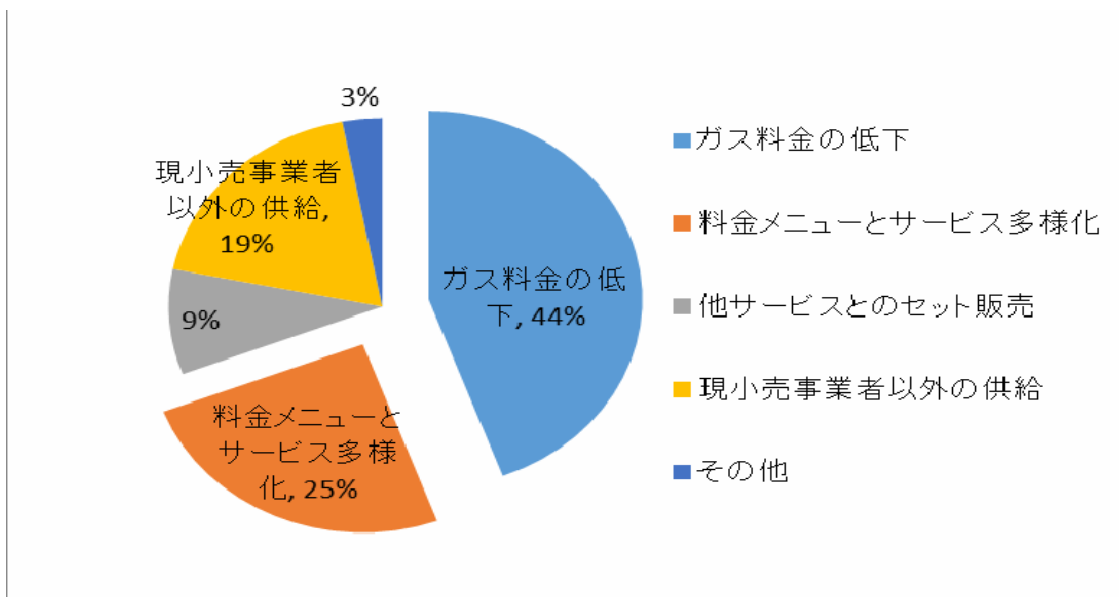
1. 電気の小売自由化の動向については、まったく知らない
2. 一般ガスの小売自由化の動向については、まったく知らない

③ガス小売自由化の期待[2つ回答] (回答 132 件)

- ガス料金の低下 44% ○料金メニューとサービス多様化 25%
○他サービスとのセット販売 9% ○現小売事業者以外の供給 19% ○その他 3%

〈その他:自由記述〉

- ・消費者に選択してもらえるように安全性、料金等、これまで以上に消費者志向になること。
・全く知らないので期待も不安も感じていない。
・持にない。



【設問】

一般ガスの小売自由化（地域独占や料金規制等の撤廃）に期待することは何ですか？

【より該当する記号に2つ〇を付けて下さい。その他の期待があれば（ ）に記述して下さい】

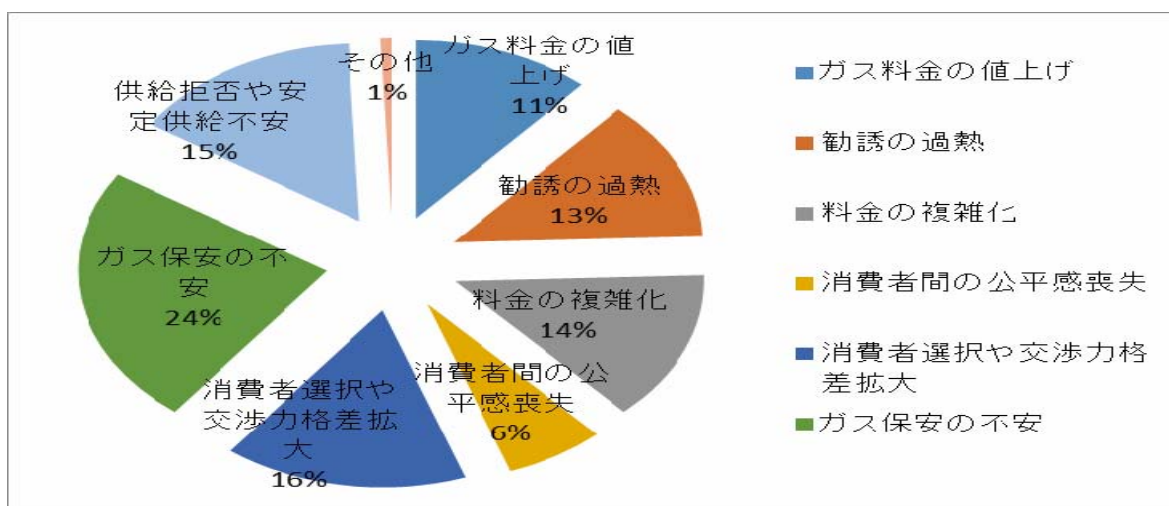
1. 小売事業者間との競争で一般ガス料金が下がること
2. 多種多様な一般ガス料金メニューやガスに関連するサービスが提供されること
3. 一般ガスと電気や通信など他のサービスと一括したセット販売が提供されること
4. 小売独占していた一般ガス事業者以外の多様な小売事業者から供給を受けられること
5. その他（自由記述： _____）

④ガス小売自由化の不安[2つ回答]（回答 140 件）

- ガス料金の値上げ 11%
- 勧誘の過熱 13%
- 料金の複雑化 14%
- 適用料金の公平感の喪失 6%
- 消費者の選択や交渉力格差拡大 16%
- 消費者保安の的確性 24%
- 供給拒否や安定供給の支障 15%
- その他 1%

＜その他:自由記述＞

・全く知らないの期待も不安も感じていない。・問④は③の期待と裏腹で、価格競争が過熱すれば不安材料です。・災害時の迅速復旧



【設問】

一般ガスの小売自由化（地域独占や料金規制等の撤廃）に不安を感じることは何ですか？

【より該当する記号に2つ〇を付けて下さい。その他の不安があれば（ ）に記述して下さい】

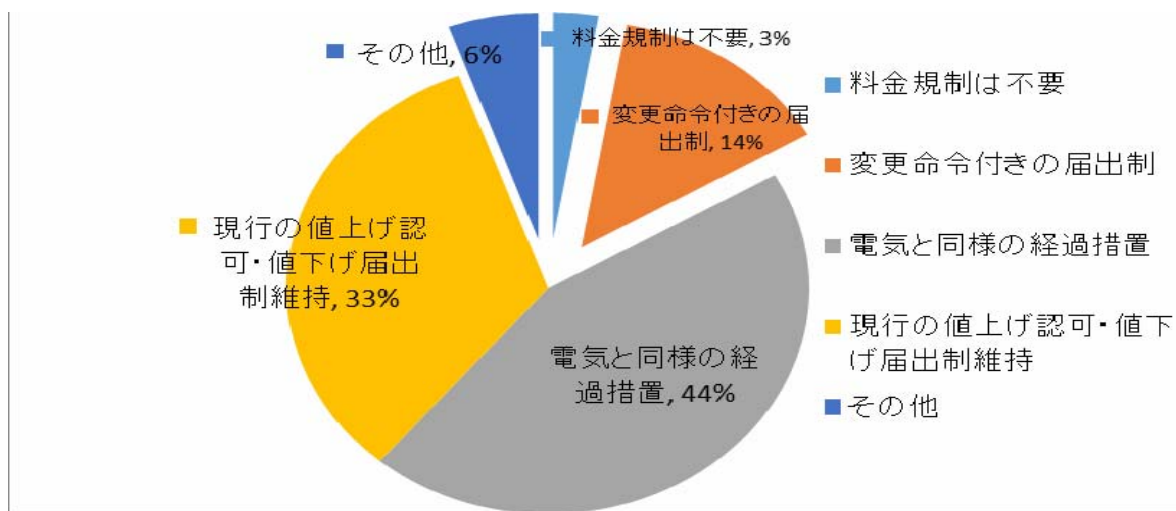
1. 小売事業者間での競争がなく、これまでの一般ガス料金が上がること
2. 小売事業者や仲介業者（ブローカー等）による勧誘電話や訪問販売等が過熱すること
3. 料金の複雑化や、電気など他サービスのセット販売で格安な料金と比較できないこと
4. 標準的な料金表が公表されず同一使用量でも戸別の料金が違い公平感がなくなる
5. 消費者の小売事業者を選択する能力や交渉力の違いにより損得の格差が生じること
6. 消費者敷地内での小売事業者によるガス保安の対応が的確に実施されないこと
7. 小売事業者から供給を拒否されたり、小売事業者の倒産等で安定供給がされないこと
8. その他（自由記述： ）

⑤ガス料金規制のあり方[1つ回答]（回答72件）

○規制は不要 3% ○変更命令付の届出制 14% ○電気と同様の経過措置 44%
○現行通りの認可制維持 33% ○その他 6%

<その他:自由記述>

・全く知らないので期待も不安も感じていない。・特にない。・わからない。



【設問】

既に自由化している大口ガス小売分野に有力な参入者が存在して一定の参入がある点、一般ガスはオール電化やLPガスなど他エネルギーとの競争が活発である点などから、一般ガスの小売全面自由化に伴い、料金規制（経済産業省による値上げ事前査定の認可制・値下げ届出制）を廃止する、との小委員会での提起についてどう考えますか？

（注）電気は国民生活に必需で代替性に乏しく、既存電力会社に対抗する競争者が十分に存在しないことから、電気小売自由化後しばらくは既存電力会社に規制料金での供給義務を課す経過的な保護措置をとります。また、既存電力会社の料金値下げの自由度は高め、既存と新規電力会社間での変更も可能とすることで「消費者の選択肢拡大」と「消費者の保護」を両立させています。

【該当する記号に1つ○を付けて下さい。その他の意見があれば（）に記述して下さい】

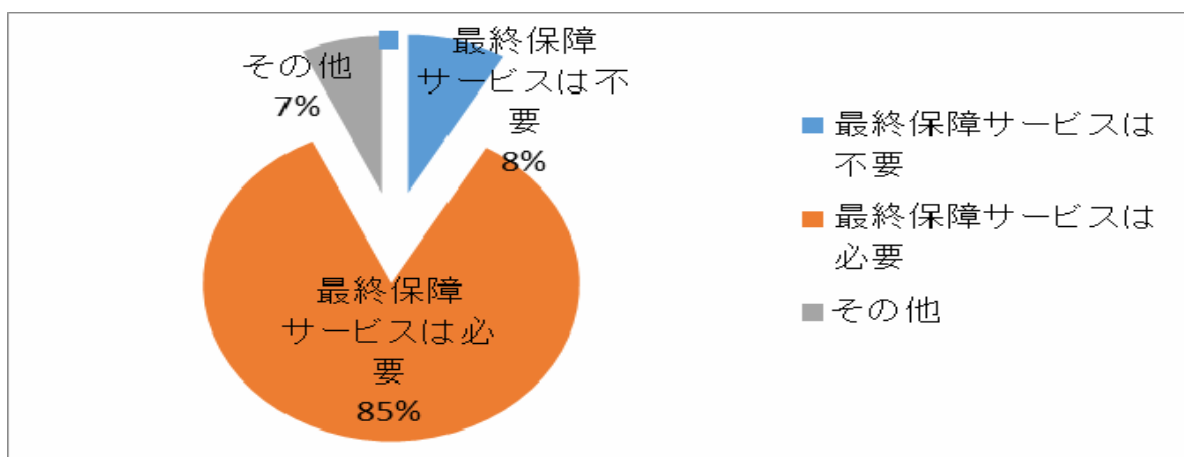
1. 一般ガスは新規参入が見込まれ、他燃料との代替性もあり料金規制は廃止してよい
2. 小売事業者の料金を届出制とし、著しく不適切な料金値上げなど大問題が生じた場合に、経済産業省が改善命令をかける事後的な料金規制とする
3. 一般ガスへの新規参入が不十分な状況で既存ガス事業者の料金が値上げされた場合、他エネルギーへの転換はコスト負担になるので、新規参入による競争が実現するまで、既存ガス事業者に電気と同様の経済産業省による料金経過措置を上限価格として残す
4. 一般ガスへの新規参入があっても、持家戸建と違い賃貸住宅やマンションでは戸別に他エネルギーへの転換が困難なので、既存ガス事業者の値上げは経済産業省の事前査定の認可制を維持する(既存事業者の値下げと新規参入者の料金規制は自由とする)
5. その他（自由記述： _____）

⑥最終保障サービスの必要性[1つ回答]（回答 12 件）

○最終保障サービスは不要 8% ○最終保障サービスは必要 85% ○その他 7%

〈その他:自由記述〉

- ・代替性があることは認めますが、代替可能となるまでには一定の時間とコストが発生し、簡単ではありません。従いまして、代替性があっても最終保障サービスは必要だと思います
- ・個人住宅であっても、非常時に備えてエネルギー源は複数のインフラを確保すべき、と言うのが私の考えです。従いまして、オール電化などは考えたこともありません。よって、ガスにおいても最終保障サービスは必要と考えます。
- ・最終保障サービスや倒産などの互助機能が小売事業者の連合会などが持ち、健全な小売業者に割り振るような機能を持つとよい。
- ・興味ない。・全く知らないので期待も不安も感じていない。



【設問】

一般ガスは電気と違い、供給区域が全国地域に及んでおらず、熱エネルギー源としてLPガス、電力、石油等の代替手段が比較的容易に確保されるので、小売自由化に伴い最終保障サービス[料金等に関して、すべての小売事業者と合意できない消費者への一定条件による供給義務]を制度化する必要がない、との小委員会での提案についてどのように考えますか？

(注) 電気の小売自由化では、電気が国民生活に不可欠な必需財との観点から、一般送配電事業者(独占的公道ネットワーク事業者)が最終保障サービスの条件を届出して実施することになります。

【該当する記号に1つ○を付けて下さい。その他の意見があれば()に記述して下さい】

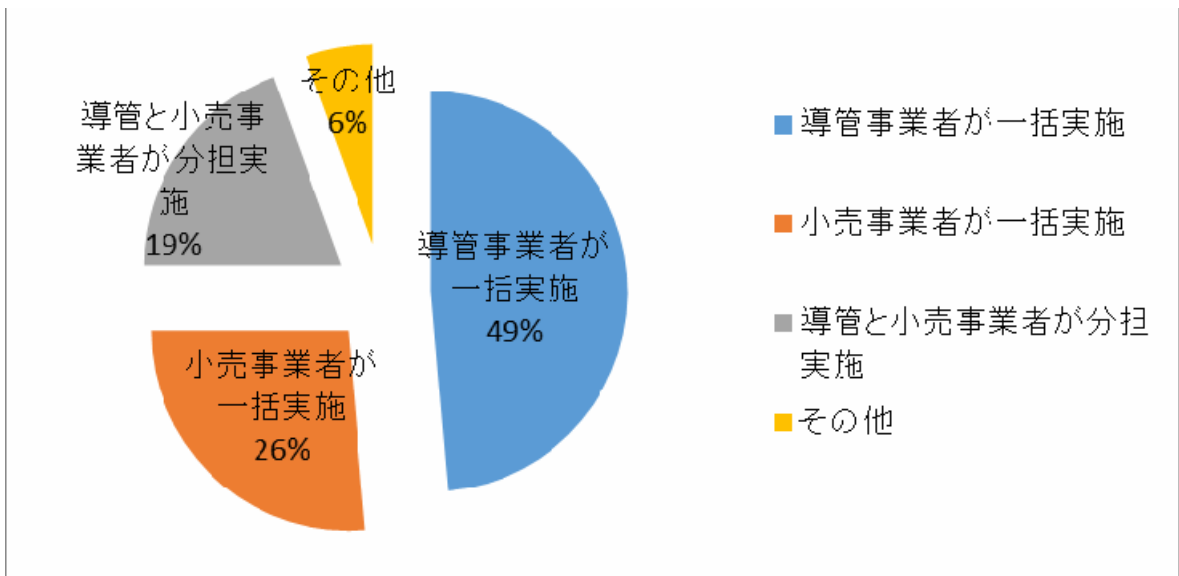
1. 一般ガスは、他燃料との代替性もあり最終保障サービスは不必要である
2. 一般ガスは、台所や給湯用のガスでは生活に必要不可欠であり、他燃料への転換が実質的に難しいので、小売事業者の倒産や、一般ガスの競争がない場合に一方的な供給拒否の安全網として、最終保障サービスを導管事業者または小売業者に義務付ける
3. その他(自由記述:)

⑦消費者保安の分担[1つ回答] (回答72件)

- 導管事業者が一括実施 49% ○小売事業者が一括実施 26%
- 導管事業者が「緊急出動とガス漏調査」、小売事業者が「機器安全調査と周知」を分担実施 19% ○その他 6%

〈その他:自由記述〉

- ・製造・販売する事業者の責任・義務として当然のことと考えます。ガス使用の安全や保安についてかかわりを持たないガス供給事業者など考えられません。
- ・その場合は、保安の質やサービスがこれまでより低下しないよう一定の保安基準適合維持の義務を法律で負わせることとする。
- ・全く知らないので期待も不安も感じていない。・わからない



【設問】

敷地(家屋)内に立入る消費者保安について、小売事業者[新規または従来の一般ガス事業者]、導管事業者[公道の保安責任を持つ従来の一般ガス事業者]のどちらが責任を持つと安心できますか?

(注) 敷地(家屋)内の消費者保安は、「緊急出動」「ガス漏れやガス機器の安全調査と周知」などがあり、これまでは独占的にガス供給をする一般ガス事業者に責任が義務づけられています。

【該当する記号に1つ○を付けて下さい。その他があれば()に記述して下さい】

1. 小売事業者は小売のみ実施し、従来の保安能力を有する一般ガス事業者である導管事業者が、公道の保安も含め敷地(家屋)内に立入る消費者保安の責任も一体的に持つ
2. 新規の小売事業者も新たな保安体制や技術を確保したり保安を外注化して、小売事業者が敷地(家屋)内に立入る消費者保安の責任を一括して持つ
3. 小売事業者はガス機器の安全調査と周知を、道管事業者は緊急出動やガス漏れ調査など、分割して別々に訪問して敷地(家屋)内に立入る消費者保安の責任を持つ
4. その他(自由記述: _____)

***自由回答:追記**

・我が国の電力とガス会社が協同して原油、天然ガスその他のエネルギーを格安で輸入する仕組みが必要。現在は我が国は世界で最も高い価格で輸入しているのではないのでしょうか。

・消費者がコンロや風呂で直接火力を使うときは送電ロスを考慮すれば電力よりガスが有利だと思います。ガス業界はそこをPRすべきと考えます。

・敷地内導管や本管の老朽化によるガス漏れ事故は、北見市などでの事例も発生しており、また簡易ガス事業は、過疎化などによる利用者減から曲がり角であろう。LPガスは自由料金設定制で正直高い価格設定であろう。(都市ガスの代替エネルギーにはない得ないと思う。)

・都市ガスは、价格的には比較的安価なエネルギー源との認識であり、これ以上下げる必要があるか疑問である。県別に都市ガス県、LPガス県があり、県別シェアに大きな開きがある。

・本県(新潟県)は都市ガス県で、世帯数の69%が都市ガス利用、この逆に70%がLPガス使用県もある。電気と同一に小売り自由化を考えるのは、問題があるのではないか。

参考:アンケート添付資料

平成 26 年 8 月 16 日

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)

担当 杉本まさ子 携帯番号××-××-×××

都市ガス自由化に関するアンケートのお願い

本年6月に平成28年(2016年)を目途に電気の小売全面自由化に関する法律改正が成立し、これまで地域の電力会社が独占していた家庭用への電気供給について、消費者は色々な電力会社から多様なサービスを選択できるようになります。

同じ公益エネルギーである一般(都市)ガスと簡易ガス供給についても、政府(経済産業省)は、昨年11月より「ガスシステム改革小委員会」を開催し、ガスの製造から小売まで地域・地点独占する状況から、消費者が小売事業者を選択可能となる制度改正の検討に着手し、私も家庭消費者代表の委員として参加しています。

(注)一般(都市)ガスと簡易ガス事業は、ガス製造(発生)設備より公道等に至るガス導管から、消費者の敷地(家屋)内にガス管を引き込んでガスを利用する形態で、イメージは下記絵図(出典:経済産業省)を参考にしてください。

その小委員会では、今年7月にはこれまでの審議に関する中間整理を行い、下記のように公表しました。(注)一般ガスを利用する家庭消費者に関する抜粋は、次ページ資料1をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/012_04_00.pdf

中間整理では、一般ガス事業の「小売事業(登録制での販売の参入自由)」と「導管事業(許可制での公道ガス管の地域独占)」への分割や、簡易ガス事業の廃止(料金規制や供給独占の廃止)などが成案となる一方で、一般ガス事業で家庭消費者にも影響のある「消費者保安」や「ガス料金や最終保障サービス(供給義務)」等については、資料2にあるように消団連など多くの消費者団体から小委員会に「国民からの意見」として懸念する意見提出もあり、検討継続となりました。

については、台所や風呂などで一般ガスを利用する家庭消費者に一般ガスの小売全面自由化に伴う消費者保護に関する意向を把握することで、今後の小委員会の議論に臨みたいと思いますので、下記のアンケートへのご協力をお願い申し上げます。**8月26日までにご回答をお願いいたします。**

なおご不明点があれば、上記担当までご遠慮なくお問い合わせください。

一般ガス事業と簡易ガス事業（ガス事業法の対象事業）

・ガス事業法に基づく許可により、供給区域内の需要家に対し導管によりガス（主に天然ガス）を供給する**一般ガス事業**と、供給地点群の需要家に対し簡易なガス発生設備（特定ガス発生設備）を用いて導管によりガス（主にLPG）を供給する**簡易ガス事業**が存在。（このほか、ガス事業法の規制を受けないLPガス販売事業（「液石法」（※））による規制対象）が存在）

・導管等の二重投資を回避する観点から、供給区域での**独占供給**を認める一方、その独占的経営に伴う弊害を取り除き、主として小口需要家を保護する観点から、国が**供給義務**を課し、原則として、認可を受けた料金（原則、総括原価主義に基づく）その他の供給条件（供給約款）での供給が事業者には義務付けられている。

※液石法＝液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

一般ガス事業

需要案件数	2890万件
事業者数	209社
私営	180社
公営	29社

出所：ガス事業生産動態統計、簡易ガス事業生産動態統計（平成24年3月末現在）
（注）需要案件数はメーター取付数

簡易ガス事業

需要案件数	142万件
事業者数	1474社
公営	8社
私営（大半が中小企業）	1466社



資料 1

「ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理」【抜粋】

～経済産業省：第12回ガスシステム改革小委員会 資料より～

3. 各論点に係る議論の整理（2）ガス小売事業に係る制度

②小売料金規制の廃止

小売の全面自由化の趣旨に鑑みれば、供給区域において独占的に小売事業を行う事業者がなくなれば、供給の独占を前提として設けられている現行法の小売料金規制、すなわち総括原価方式に基づいて供給約款料金を算定し、経済産業大臣の認可を受けることとする規制を廃止するのが基本的な方向である。

一方、地域独占を廃止しても単独の事業者のみが小売をする状況が生じた場合、規制なき独占となり料金値上げを懸念する指摘があった。この指摘に関しては、オール電化やLPガスといった他エネルギーとの競争が活発化していることを踏まえ、特に経過措置は必要ないとの意見、標準的な料金を事後的に定期的に届け出ることを求め、問題があれば行政が改善を命令する措置を置けば良いのではないかとの意見、電気事業法と同じく経過措置を検討すべきとの意見、があった。また、国民からの意見募集においても、電気事業法で設けられているような経過措置を検討すべきとの意見が出された。

この点については、先行して小売の全面自由化を実施した海外の状況、託送制度の在り方や卸取引環境の整備等の議論を踏まえて、改めて議論することとする。【中略】

⑤最終保障サービス

現行ガス事業法においては、一般ガス事業者の供給区域内では大口利用者を含め供給約款による供給義務がある一方、供給区域外の大口利用者については、最終保障サービスは設けられていない。一方、現行の電気事業法では、電気が国民生活や経済活動に必要な不可欠な必需財であるとの観点から、大口利用者について他の新規

参入事業者から電気の供給を受けられない場合、一般電気事業者が最終的に供給責任を負うこととしている。そして、電力の小売全面自由化に際しては、その責任を一般送配電事業者が負う方針とされている。

都市ガス事業は、現時点でも供給区域が全国に及んでおらず、熱エネルギー源としてはLPガス等の有力な代替手段が存在すると考えられる。また、供給区域外の大口利用者について最終保障サービスの必要性が認識される事例は発生していない。これらを踏まえ、電気事業法で設けられているような最終保障サービスは必要ないとの意見が多かった。一方、消費者保護の観点から、例えば、ガス小売事業者が倒産などにより供給できない場合に供給を途絶させないための仕組みは必要ではないかとの意見もあった。さらに、国民からの意見募集においても、最終保障サービスが必要との意見が出された。このため、不測の事態に対応する観点から最終保障サービスは必要か、その場合どの事業者が提供するか、改めて議論することとする。

【制度のイメージ】

- ガス小売事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならないこととする。
- 経済産業大臣は、ガス小売事業の登録を申請した者が、需要に応ずるために必要なガス供給能力を確保できる見込みがない場合など、ガス利用者の利益の保護のために適切でないと認められる場合には、登録を拒否しなければならないこととする。
- 経済産業大臣は、ガス小売事業者がガス事業法やそれに基づく命令等に違反した場合、公共の利益を阻害すると認められる場合は、ガス小売事業の登録を取消することができることとする。
- ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならないこととする。
- ガス小売事業者は、毎年度、供給能力の確保状況等を記載した事業計画を経済産業大臣に届け出なければならないこととする。
- ガス小売事業者は、小売供給契約を締結しようとする時は当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、利用者に説明しなければならないこととする。その説明を行う場合には、料金その他の供給条件について記載した書面を交付しなければならないこととする。また小売供給契約を締結した時は、利用者に対し料金その他の供給条件を記載した書面を交付しなければならないとする。
- 上記書面の交付について、利用者の承諾を得て、情報通信の技術を用いて書面に記載すべき事項を提供した場合には、書面を交付したものとみなすこととする。

※小売料金規制の経過措置の在り方、最終保障サービスの必要性については、改めて議論することとする。

【中略】

(4) 需要家保安に係る責任のあり方

(注) 波線部分は杉本が追記

現行法では、利用者の敷地内に敷設された利用者所有のガス工作物（敷地内に引き込まれたガス管からガス栓まで）について、需要家保安に係る義務、具体的には、利用者所有のガス工作物に係る保安義務（ガス漏れ調査など技術基準適合維持義務等）、消費機器に関する周知・調査義務、緊急時の対応義務を、その利用者にガスを供給する事業者が担っている。

小売が全面自由化されガス事業の種類がガス小売事業とガス導管事業の2つに整理された場合、需要家保安に係るガス漏れ調査など技術基準適合維持義務等、消費機器に関する周知・調査義務、緊急時の対応義務をいずれの事業者が担うか定める必要がある。選択肢として以下の3つを示して審議した。

①ガス導管事業者が一義的に担う

利用者が保有するガス工作物及びガス消費機器に直結するガス導管を維持・運用するガス導管事業者が、一義的に保安責任を担う。費用は託送料金のように、その導管を利用する事業者間で公平に負担する。

②ガス小売事業者が一義的に担うが要望すれば他の事業者へ委託が確実にできる

ガス工作物及びガス消費機器を所有する利用者に小売するガス小売事業者が一義的に保安責任を負う。ただし、保安能力を有すると認められる他の事業者へ、断られることなく委託することを可能とする。この場合には、保安を受託する事業者は一部の委託者を不利に扱うことがないよう、一定の中立性を有する制度とする必要がある。

③ガス小売事業者が一義的に担い委託は受託事業者と合意すれば可能

ガス工作物及びガス消費機器を所有する利用者に小売するガス小売事業者が、一義的に保安責任を負う。受託事業者と合意すれば委託は可能となる。委託料金は、当事者の合意で決められる。

【図表4】需要家保安義務の種類

保安義務	小口 (家庭用等)	大口
技術基準適合維持義務等 (ガス漏れ調査等)	A	B
消費機器に関する周知・調査義務	C	—
緊急時の対応義務	D	E

既存ガス事業者からは、大口は現行制度で問題が生じていないため現行制度を維持すべき、小口 (家庭や業務用等、年使用量 10 万 m³ 以下) の予防保全 (消費機器に関する周知・調査、内管の漏えい検査) は緊急保安ほど専門性が高くなく件数に応じた体制構築が可能であるため小売事業者が一義的に担い相対で積極的に受託する形とすべき、小口の緊急保安は規模の経済が働き専門性が高いため既存ガス事業者が全面的に委託を受ける形とすべき (Dは②、A、B、C及びEは③) 、との意見が出された。一方、新規参入者からは、保安体制の構築は大きな負担であり参入障壁となること、利用者が小売事業者を変更しても安定的に保安情報を蓄積・管理する体制が必要なこと、小売事業者が責任を負った場合にマンションの共有部や空家の保安責任が曖昧になる可能性があること、大口・小口で制度を分けると、制度が混在し統一性がなく、その境界付近の利用者においては需要量により保安責任が変わり混乱を生じる可能性があることから、大口・小口ともにガス導管事業者が全面的に需要家保安義務を負うべき (すなわちAからEは全て①) 、との意見が出された。

委員からは、緊急時の対応義務 (D及びE) については、既存ガス事業者は長年の経験から専門性を有することから①とすべきとの意見が多数であった。一方、その他の義務 (A、B及びC) については、新規参入者にとって保安が非常に負担であり大きな参入障壁となっていることや、小売事業者を変更した場合でも一義的に情報の蓄積が図られること、空家などの保安を担保できること等から、①とすべき

との意見が多かった一方、自由化の中でビジネスモデルの多様化を考えれば、保安業務の委託先に様々な事業者が参入しうよう小売事業者が一定割合で責任を持つ制度とすべきとの意見もあった。また、国民からの意見募集においても、導管からガス設備まで一体的に保安を行うため①とすべきとの意見や、家庭用について①を基本として小売事業者にも補完的な保安義務を課すべきとの意見、消費者敷地内における保安責任区分を電気事業やLPガス販売事業と一致させつつ②とすべきとの意見、③として新規参入者も保安責任を果たすべき、等の指摘があった。

本論点については、保安責任に係るものであることから、本小委員会の議論を受け、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会において検討中である。保安はガス事業の大前提であり、小売を全面自由化する場合でも保安水準が低下することはない。これまで、事業者をはじめとする関係者の長年の努力により確保されてきた保安や災害対応の水準が損なわれず、維持・向上が図られる制度とすることが重要である。以下（略）

資料 2

全国消費者団体連絡会の提出した「ガスシステム改革に対する意見」【抜粋】

電力システム改革に続き、都市ガスについてのシステム改革が検討されています。適切な消費者保護の仕組みや市場環境の整備の下に改革が進められ、公正で自由な競争を実現し、都市ガスが低廉かつ安定的に供給されることを望む立場から、以下の点について制度整備を求めます。

【中略】

2. 競争的な市場が形成されるよう、経過措置を設けてください。

自由化後の一定期間、小売料金値上げ認可の規制を継続する経過措置を設けるべきです。経過措置を設けることで家庭用市場で競争が整うのを見極めることは必要と考えます。また、競争状態を確認するために、消費者も参加する第三者機関において適切に監視できる仕組みを構築してください。

【中略】

4. 最終保障サービスを明確にしてください。

都市ガスは電気に比べて相対的に必需性が低いことから最終保障サービスは不要との意見もありますが、他エネルギーへの変更は器具の取り換えなど多大な労力とコストを要します。また、消費者が新たな事業者と契約を結ぶまでの間、一時的にガスの供給が受けられなくなることも懸念されます。このようなことのないよう、考えられる様々な状況において、誰が責任をもって供給するのかを明確にしてください。

5. 需要家保安に関する役割と責任を明確化してください。

消費者の安全を第一とし、ガス事業者が一括して保安水準の維持・向上を図ってください。競争の隙間で保安がなおざりにされないよう、ガス導管事業者とガス小売事業者のそれぞれの役割と責任を明確に定める必要があります。また、関係する事業者全てに必要な教育を義務づけることや、消費者自身が保安への認識を深めることができるように継続的な教育・啓発の体制を構築してください。

【以下、略】